

指名停止等一覧表

(期間 平成30年10月1日 ~ 平成30年12月31日)

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間	該当事項	指名停止の理由
1	株式会社佐藤建設	山形県西村山郡西川町大字入間334-1乙地	平成30年10月1日から平成30年10月31日 (1ヶ月間)	別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第13号(建設業法違反行為)	当該事業者は、山形県西川町が発注した住宅建設工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者と政令で定める軽微な建設工事の範囲を超えて下請け契約を締結した。このことが同法第28条第1項第6号に該当するとして、平成30年8月31日に建設業許可部局である山形県知事から指示処分を受けた。 このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第13号(建設業法違反行為)に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。
2	川井地区国有林材生産共同組合	岩手県宮古市川井第2地割170番地1	平成30年12月11日から平成31年1月10日 (1ヶ月間)	別表第1第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	当該事業者は、平成30年5月8日付けで東北森林管理局三陸北部森林管理署と契約を締結した森林環境保全整備事業において、平成30年6月5日、作業道からフォワーダが転落し、運転者が下敷きになり死亡するという重大災害を発生させた。 このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第1第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)及び「国有林野事業の実行に係る民間事業者における労働安全衛生確保対策の具体的推進について」4(1)に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。
3	東北木材株式会社	秋田県能代市字大森山1番地18	平成30年12月11日から平成31年2月12日 (2ヶ月間)	別表第2第16号(不正または不誠実な行為)	当該事業者は、平成27年11月6日付けで東北森林管理局米代東部森林管理署と売買契約を締結した立木販売において、現場責任者から作業員への曖昧な指示、社員教育などの不備により、販売区域外(2112林班11小班)のスギ17本、材積24.94m ³ を誤って伐採した。 このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第16号(不正または不誠実な行為)に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。
4	有限会社三浦造林	岩手県八幡平市平又7	平成30年12月25日から平成31年1月24日 (1ヶ月間)	別表第2第16号(不正または不誠実な行為)	当該事業者は、平成30年5月11日付けで東北森林管理局岩手北部森林管理署と契約締結した製品生産及び森林環境保全事業において、代表取締役から社員への指揮命令、社員教育などの不備により、契約区域外(1526林班と1小班)のアカマツ18本、材積3.63m ³ 、その他広葉樹17本、材積0.87m ³ を誤って伐採した。 このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第16号(不正または不誠実な行為)に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。
5	株式会社八幡平貨物	秋田県鹿角市八幡平字谷内下モ平116-12	平成30年12月25日から平成31年2月25日 (2ヶ月間)	別表第2第16号(不正または不誠実な行為)	当該事業者は、平成28年9月27日付けで東北森林管理局米代東部森林管理署と契約締結した立木販売において、代表取締役から社員への社員教育、社内の指示命令系統の不備により、契約区域外(3064林班1小班)のスギ4本、材積1.20m ³ 、オニグルミ2本、材積0.37m ³ を誤って伐採した。 このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第16号(不正または不誠実な行為)に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。

(注) 該当事項の欄には「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け 59林野経第156号林野庁長官通達)に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。